

議案第50号

高規格救急自動車の取得について

下記のとおり高規格救急自動車を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月1日提出

三田市長 田村克也

記

1 取得数量

1台

2 取得の目的

救急業務の更なる高度化に対応し、市民の命を守るために迅速で確実な救急活動を行い、地域全体の安全を確保する。

3 取得金額

44,000,000円

4 取得の相手方

兵庫県神戸市須磨区大池町3丁目1番1号

兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所

所長 中井立周

高規格救急自動車の概要

1 概 要

救急救命士による高度な処置を行うことができる最新の資機材を積載した車両を取得するものである。当該車両は、最新の衝突防止・被害低減センサーを装備しており、救急搬送時における安全性向上を図っている。

2 高規格救急自動車の構造

区 分	数 値
車体全長 (mm)	5, 6 6 0
車体全幅 (mm)	1, 8 9 5
車体全高 (mm)	2, 4 9 0
室 内 長 (mm)	4, 4 0 5
室 内 幅 (mm)	1, 6 6 0
室 内 高 (mm)	1, 8 5 0

※数値は、カタログ上のものである。

3 積載品（高度救命処置用資機材等）

半自動式除細動器、自動心臓マッサージ器、携帯型人工呼吸器、患者観察装置、電動式吸引器、磁気式防振ベッド、搬送用資器材、その他

4 高規格救急車の要件

- (1) 救急救命士が乗務し、高度な救命処置ができる装備を積載していること。
- (2) 救急活動がスムーズに実施できる広い車内空間が確保されていること。
- (3) 緊急走行に支障がない車両出力、走行性能を有すること。